

令和4年10月17日

青梅市長 浜 中 啓 一 様

青梅市子ども・子育て会議

会 長 坂 井 隆 之

特定教育・保育施設の利用定員の設定について（答申）

令和4年7月25日付け青子推第390号で諮問のあった標記の件について、当会議において審議を行い、下記のとおりの結論に至ったので答申する。

記

特定教育・保育施設の利用定員の設定について

- 1 今井保育園の利用定員を原案のとおり（110人）に設定すること。
- 2 上長淵保育園の利用定員を原案のとおり（90人）に設定すること。
- 3 新町西保育園の利用定員を原案のとおり（155人）に設定すること。
- 4 青梅ゆりかご保育園および青梅ゆりかご第二保育園の利用定員を原案のとおり（102人）に設定すること。

ただし、今井保育園と新町西保育園については令和4年11月1日、上長淵保育園と青梅ゆりかご保育園および青梅ゆりかご第二保育園については令和5年4月1日からの実施とする。

※令和4年度途中に利用定員が変更となる今井保育園および新町西保育園については、定員が減員後、定員を超える入所申込があった場合には、都の要綱（保育所設置認可等事務取扱要綱）で利用定員の20%までを弾力的運用として認められているため、積極的に受け入れていただくとの条件を付すこととする。

以 上